

75歳以上の方々へ大切なお知らせです！

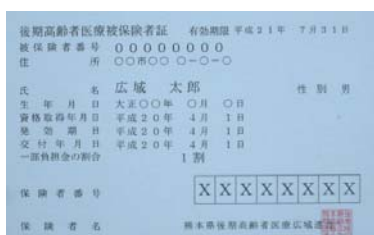
後期高齢者医療被保険者証などを郵送します

～ 4月1日から、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります ～

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上の全ての方（65～74歳で一定の障害があると熊本県後期高齢者医療広域連合に認められた人を含みます。）は、新たな「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。

○保険証（被保険者証）について

この新しい制度では、被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険証は、今年3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便などでお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受ける際は、この保険証が必要となります。（現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証、老人医療受給者証は使えなくなります。）



同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証

※現在、老人保健制度でこれらの証を交付されている方は、手続きなしで自動的に交付されます。

○保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに負担していただきます。この保険料の金額等を記載した通知書等を次のとおり送付します。なお、保険料の金額等については、市役所高齢者支援課までお問い合わせください。

平成19年9月末時点で
国民健康保険に加入し、
※特別徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年4月
に送付します。

平成19年9月末時点で
・被用者保険に加入し、
被保険者本人であった方
・国民健康保険に加入し、
※普通徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年7月
に送付します。

平成19年9月末時点で
被用者保険の被扶養者
であった方。



保険料の通知書は
平成20年10月
に送付します。

※保険料は原則として年金から差し引かれます（特別徴収）が、年金が年額18万円未満の方は個別に市町村の窓口
に納めていただきます（普通徴収）。

○障がい認定で老人医療を受給されている方について

現在、65歳から74歳で老人保健制度の障がい認定を受け、老人医療を受給されている方は、手続きなしで自動的に平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、この障がい認定については、申し出により辞退することができます。詳しくは、市役所高齢者支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 阿蘇市高齢者支援課老人保健係 ☎22-3145
熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511